



2025年6月13日

各 位

会 社 名 オンコリスバイオフーマ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 浦田 泰生
(コード番号 : 4588)
問 合 せ 先 執 行 役 員 秦 耕 平
(TEL.03-5472-1578)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 102,500株
(3) 処分価額	1株につき619円
(4) 処分総額	63,447,500円
(5) 処分予定先	当社の取締役 2名 27,000株 当社の執行役員及び使用人 35名 75,500株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び使用人が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2019年3月28日開催の当社第15回定時株主総会において「譲渡制限付株式報酬制度」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認を頂いております。

本日、当社取締役会により、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く）については、当社第21回定時株主から2026年3月開催予定の第22回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、また、割当予定先である当社の執行役員及び使用人については、2025年7月2日から2027年8月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役（社外取締役を除く）2名及び当社の執行役員及び使用人35名（以下、総称して「割当対象者」といいます。）に対して金銭報酬債権63,447,500円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式102,500株を割り当てることを決議いたしました。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとデメリットを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的の実現を目

指すため、2年超の譲渡制限期間を設けています。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年7月2日～2027年8月31日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。（以下、「譲渡制限」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者である取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する任期満了の日となる当社の定時株主総会の前日までに、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合（割当対象者が執行役員又は使用人の場合は、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合）には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者である取締役が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する任期満了の日となる当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として（割当対象者が執行役員及び使用人の場合は、本譲渡制限期間中、継続して当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び使用人のいずれの地位にあったことを条件として）、本譲渡制限期間の満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、当社取締役会が正当と認める理由により、割当対象者である取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2025年7月から割当対象者が当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を9（割当対象者が執行役員及び使用人の場合は、2025年7月から割当対象者が当社グループの取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を26）で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社とな

る株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、割当対象者が取締役の場合は、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を9（割当対象者が執行役員及び使用人の場合は、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を26で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年6月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である619円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上